

日本共産党杉並区議会議員

# くすやま美紀(樟山みき)活動報告

2024. 12. 11 NO. 418

連絡先 荻窪5-15-19-704

☎ 080-5531-8236

区議会控室 ☎ 3312-2111 (内) 2319



↑ホームページ



## 総合計画・実行計画 一部修正(案)示される みなさんの声を区に届けてください

### パブコメ実施中の案件

- 杉並区総合計画等の一部修正案
- 杉並区保健福祉計画/杉並区健康医療計画の改定(案)
- 杉並区多文化共生基本方針(案)
- 杉並区子どもの居場所づくり基本方針(案)
- 杉並区景観計画改定案
- 杉並区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画(案)

【意見募集期間】

12月3日～2025年1月6日

◆詳しくはコチラから→



「対象となる施設の利用者や地域住民等の意見を十分に反映できないなかったことが最大の課題」とし、各地でワークショップや区民との意見交換を行い、見直しを進めてきました。今回示された「区立施設マネジメント計画」修正案には、区

民から寄せられた意見を踏まえ、児童館の増設や機能強化、ゆうゆう館の存置とコミュニティふらっとの高齢者利用の拡大等が盛り込まれました。これまでの区の方針からの大きな転換であり、重要な内容です。ぜひ、みなさんの意見を区に届けてください。

前・田中区政のもとでは、住民無視の計画強行等が繰り返され、区内各地で住民との対立が深刻化していました。一方、岸本区政は住民との丁寧な対話と合意形成の努力を図り、各計画案の検討を進めています。

住民自治の実現に向けて、重要な取り組みであり、多くの住民の区政参画と協働が進むよう、引き続き、力を尽くします。

### 住民自治の実現に向けて 区民参画と協働の発展へ

パブコメ対象6案件は、どれも区民生活に関わる重要な計画や方針ですが、特に注目されるのは「子どもの居場所づくり基本方針(案)」と「総合計画等の一部修正案」に含まれる「区立施設マネジメント計画」修正案です。

岸本聡子区長は、就任後、前・田中区政のもとで策定された区立施設再編整備計画について、「対象となる施設の利用者や地域住民等の意見を十分に反映できないなかったことが最大の課題」とし、各地でワークショップや区民との意見交換を行い、見直しを進めてきました。今回示された「区立施設マネジメント計画」修正案には、区

### 児童館の増設・機能強化 ゆうゆう館と「コミふら」で 高齢者利用を拡大

■「コミふら」登録の高齢者団体の優先枠等の見直し案		
項目	現状	見直し案
優先枠の申込み可能枠数(1団体当たり)	月8枠	月10枠
優先枠の申込み可能枠数を超過して利用する場合の使用料の取扱	有料	使用料免除(枠数の上限なし)
団体登録していない他のコミュニティふらっとの空き枠(登録団体の利用抽選後の枠)の利用	不可	可能(使用料免除)
ゆうゆう館の空き枠(ゆうゆう館登録団体の利用抽選後の枠)の利用	不可	可能(使用料免除)

実施時期:優先枠の申込み可能枠数の見直しは、令和7年度(2025年度)下半期申込分から実施予定。その他の項目は、令和8年度(2026年度)上半期または下半期申込分から実施予定。

■ゆうゆう館に登録した高齢者団体に関する見直し案		
項目	現状	見直し案
「コミふら」の空き枠(コミふらに登録した高齢者団体の利用抽選後の枠)の利用	不可	可能(使用料免除)

実施時期:令和8年度(2026年度)上半期または下半期申込分から実施予定。

お困りごと・ご相談は、お気軽に上記連絡先まで、お電話ください

# 超党派議員でハラスメント研修を実施 ハラスメント根絶に向け一歩前進

## エスカレートする区議会でのヤジ・暴言

杉並区議会では、本会議や委員会の場合、理事者（区長や部課長など、執行機関の説明者として本会議や委員会に出席する人）に対し、名誉を傷つけるような発言や、恫喝的な質問を行う議員が問題になっていきます。しかし、抗議をしてもなんら改善されず、議会の秩序が乱され続けています。

特に、第3回定例会の決算特別委員会では、攻撃的な質問だけでなく、理事者に対するヤジも酷く「聞かれたことに答えろよ！」（田中ゆうたろう議員）や、「虚偽の答弁する理事者もいるしなあ！」（安斉あきら議員）などの暴言が繰り返され「議会の品位の保持」というレベルを超え、理事者に対するハラスメントではないのか、理事者の心理的な負担になっているのではないかと、など心配の声が上がっています。

## 全議員を対象にハラスメント研修を呼びかけ

こうした状況のもと、複数の会派から杉並区議会全体でハラスメント研修を実施すべきとの要望が出されていましたが、理事会で交渉会派間の合意が得られなかつ

たため、交渉会派の幹事長4名（共産・公明・立憲・維新無所属）が連名で全議員に研修の参加を呼びかけました。交渉会派の協坂たつや氏（自民）、安斉あきら氏（無都）は名前を連ねませんでした。

## 研修に34人の議員が参加

12月6日、廣瀬行政研究所の廣瀬和彦さんを講師に迎え「議会及び行政におけ

るハラスメントとは」と題した講演が行われました。

後日の配信参加も含めて参加議員は48名中34人（議会事務局から事務局長と次長も参加）でした。

3時間にも及ぶ講演では、そもそも何がハラスメントに当たるのかということや、他自治体での議会での事例・対応などをしっかりと学ぶことができました。

## 杉並区議会でもハラスメント防止対策を

全国には、ハラスメント防止条例を設けている自治体が70ほどあり、議員から議員、議員から職員へのハラスメントを禁止している自治体もあります。神奈川県大和市は弁護士などを有する第三者相談窓口の設置や、行為者の氏名の公表（市長や議員）、職員の懲戒処分などの罰則規定があり、研修の実施も規定しています。

杉並区でも、職員団体から「職員が安心して管理職に昇進できる環境を整えるためにも、区議会においてハラスメント対策を検討してほしい」との要望書が区長に提出されたとのことです。

引き続き、杉並区議会でのハラスメント防止に向けた取組を議会全体で推進していきたいと思えます。



12月5日の講演会の様子